

大曲仙北広域市町村圏組合消防本部機関員養成講習実施要綱

平成28年12月1日
組 合 訓 令 第15号

(趣旨)

第1条 この要綱は、機関員として必要な消防車両の操作技術、知識の向上及び安全運転思想の向上に努め、養成訓練項目及び養成講習内容に関し必要な事項を定めるものとする。

(指導員の配置)

第2条 消防署、分署の各部に指導員を置き、代表指導員は大曲仙北広域市町村圏組合消防本部消防車両管理規程（以下「消防車両管理規程」という）に定める安全運転責任者とする。

- (1) 消防署においては、当務部長とする。
- (2) 分署においては、副分署長とする。
- (3) 上記に定めるもののほか、各部の指導員は所属長が指名する。

(指導員の責務)

第3条 指導員は、養成者に対し、機関員としての必要な知識と技術の向上について指導を行い、有能な機関員の育成に努めなければならない。

(養成の対象者)

第4条 次の各号に掲げる機関員は、当該各号に定める資格のある者とする。

- (1) 普通緊急自動車は、普通運転免許証及び準中型運転免許証を有している者のうち運転歴2年以上で、かつ、現場経験が2年以上の者。
- (2) 中型緊急自動車は、中型運転免許証及び大型運転免許証を有している者のうち、普通緊急自動車運転歴1年以上で、かつ、現場経験が3年以上の者。
- (3) 大型緊急自動車は、大型運転免許証を有している者のうち、中型緊急自動車運転歴が1年以上の者。
- (4) 広報車等の一般走行は、普通運転免許証を有している者のうち、現場経験が1年以上で、かつ、所属長が認めた者。

2 前項第1号から第3号に規定する緊急自動車の機関員を認定するにあたり、運転技術、機械操作及びその他の状況により、所属長が緊急自動車の機関員として特に適格と認めた者については、前項第1号から第3号の規定によらないことができるものとする。ただし、機関員の認定にあたっては道路交通法等に規定する緊急自動車の運転資格等の諸法令を遵守しなければならない。

(養成者の責務)

第5条 養成者は、機関員としての責務を自覚し道路交通法規の遵守及び安全運転を励行するとともに、各種資機材の機能・性能に対する知識及び安全・操作に関する技能の習熟に努めなければならない。

(養成訓練項目及び講習内容)

第6条 機関員の養成に必要な訓練・講習内容及び時間は、次のとおりとし、各内容に基

づき行うものとする。

(1) 普通緊急自動車（車両総重量 3.5 t 未満）

① 実技訓練

- ・ 基本（署内）走行訓練・・・3 時間以上
- ・ 応用（路上）走行訓練（夜間走行 3 時間を含む）・・・20 時間以上
- ・ 資器材取扱い訓練

② 学科講習

- ・ 大曲仙北広域市町村圏組合消防本部消防車両管理規程
- ・ 道路交通法規
- ・ 安全運転講習
- ・ 事故防止未然対策

(2) 準中型緊急自動車（車両総重量 3.5 t 以上、7.5 t 未満）

① 実技訓練

- ・ 基本（署内）走行訓練・・・3 時間以上
- ・ 応用（路上）走行訓練（夜間走行 3 時間を含む）・・・20 時間以上
- ・ ポンプ操作訓練（各水利揚水・放水・中継・積載資機材）・・・20 時間以上

② 学科講習

- ・ 道路交通法規
- ・ 安全運転講習
- ・ ポンプ運用要領
- ・ 事故防止未然対策

(3) 中型緊急自動車（車両総重量 7.5 t 以上、11 t 未満）

① 実技訓練

- ・ 基本（署内）走行訓練・・・3 時間以上
- ・ 応用（路上）走行訓練（夜間走行 3 時間を含む）・・・20 時間以上
- ・ ポンプ操作訓練（各水利揚水・放水・中継・積載資機材）・・・5 時間以上

② 学科講習

- ・ 道路交通法規
- ・ 安全運転講習
- ・ ポンプ運用要領
- ・ 事故防止未然対策

(4) 大型緊急自動車（車両総重量 11 t 以上）

① 実技訓練

- ・ 応用（路上）走行訓練（夜間走行 3 時間を含む）・・・20 時間以上
- ・ ポンプ操作訓練（各水利揚水・放水・中継・積載資機材）・・・各 5 時間以上

② 学科講習

- ・ 道路交通法規
- ・ 安全運転講習
- ・ ポンプ運用要領
- ・ 事故防止未然対策

(使用車両)

第7条 機関員の養成に使用する車両は、当消防本部所有の車両とする。

(事故防止)

第8条 各車両の点検・整備及び運行は、道路交通法規及び消防車両管理規程第10条に基づいて行い、事故防止に努めなければならない。

(指導員の同乗)

第9条 応用（路上）走行訓練には、必ず指導員が同乗するものとし、事故が発生した場合は、消防車両管理規程第16条により冷静に対処し、指導員の指示に従わなければならない。

(報告)

第10条 指導員は、第6条に定める実技訓練及び学科講習を行うこととし、次号に掲げる訓練を実施及び修了した場合は、所属長に報告しなければならない。

(1) 各訓練を実施した場合、指導員はその結果を走行訓練実施報告書（様式1号及び様式2号）及びポンプ操作訓練実施報告書（様式3号）により所属長に報告しなければならない。

(2) 機関員の養成を修了した場合、所属長は、その結果を機関員養成講習修了報告書（様式4号）により消防署長に報告しなければならない。

(総合審査)

第11条 消防署長は、前条の講習修了者に対し、総合審査を行うものとする。

2 審査員は、各副署長をもって充てる。なお、養成者の所属の代表指導員が審査員に加わる。

3 審査時期は、所属長から講習修了報告書を受けた時期とする。

4 審査員は、各技能審査表に基づき、機関員としての知識及び技能を審査する。

(1) 普通緊急自動車

- ・基本（署内）走行及び応用（路上）走行技能審査
- ・積載資機材取扱審査

(2) 中型緊急自動車

- ・基本（署内）走行及び応用（路上）走行技能審査
- ・積載資機材取扱審査
- ・ポンプ運用技能審査

(3) 大型緊急自動車

- ・応用（路上）走行技能審査
- ・ポンプ運用技能審査

(消防長への推薦)

第12条 消防署長は、各技能審査表を精査し、機関員として総合的に評価を行い、機関員推薦書（様式5号）により消防長に推薦する。

(認定証の交付)

第13条 消防長は、前条の規定する推薦書を基に適任と認めた者に対し、資格を与え、別記に示す認定証を交付する。

附 則

この訓令は、平成２８年１２月１日から施行する。

附 則（平成２９年３月１２日訓令第１０号）

この訓令は、平成２９年３月１２日から施行する。

年 月 日

所 属 長 様

養成者 階級
氏名

走 行 訓 練 実 施 報 告 書

基本（署内）走行（訓練時間3時間以上）

実施月日	使用車両	訓練時間	訓練項目	指導員名	点検前後	指導員所見	印

各養成別訓練項目			
①普通緊急自動車		②中型緊急自動車	
1	車幅間隔の習得	1	車幅間隔の習得
2	方向転換要領	2	方向転換要領
3	縦列駐車要領	3	縦列駐車要領
4	クランク走行	4	クランク走行

※訓練項目欄には、各訓練実施番号を記入すること。
※当直長は、車両の運行前点検及び運行後点検を行い押印すること。

年 月 日

所 属 長 様

養成者 階級
氏名

走 行 訓 練 実 施 報 告 書

応用（路上）走行（訓練時間 2 0 時間以上）

実施月日	使用車両	訓練時間	指導員名	同乗隊員名	同乗隊員名	昼・夜	点検前後	印
						昼・夜		
						昼・夜		
						昼・夜		
						昼・夜		
						昼・夜		
						昼・夜		
						昼・夜		
						昼・夜		
						昼・夜		
						昼・夜		
						昼・夜		
						昼・夜		
						昼・夜		
						昼・夜		
						昼・夜		
						昼・夜		
						昼・夜		
						昼・夜		
指導員所見								

※当直長は、車両の運行前点検及び運行後点検を行い押印すること。

平成 年 月 日

所 属 長 様

養成者 階級
氏名

ポ ン プ 操 作 訓 練 実 施 報 告 書

（訓練時間：中型車 2 0 時間・大型車各 5 時間以上）

実施月日	使用車両	訓練時間	指導員名	隊員名	隊員名	資機材点検	車両点検	印

※当直長は訓練終了後、使用資機材及び車両点検を行い押印すること。

年 月 日

消 防 署 長 様

所 属 長

機 関 員 養 成 講 習 修 了 報 告 書

機関員養成の種類		・ 普通緊急自動車 ・ 中型緊急自動車 ・ 大型緊急自動車	
養 成 者	氏 名		
	生 年 月 日		
	拝 命 年 月 日		
	階 級		
	運 転 免 許 の 種 類	交 付 年 月 日	
	普 通 自 動 車 免 許	年 月 日	
	中 型 自 動 車 免 許	年 月 日	
	大 型 自 動 車 免 許	年 月 日	
	免 許 番 号	号	
	全 養 成 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日	
講 習 ・ 訓 練 項 目		延べ時間	実 施 期 間
学 科 講 習			月 日 ～ 月 日
			月 日 ～ 月 日
			月 日 ～ 月 日
			月 日 ～ 月 日
実 技 訓 練			月 日 ～ 月 日
			月 日 ～ 月 日
			月 日 ～ 月 日
使用車両			

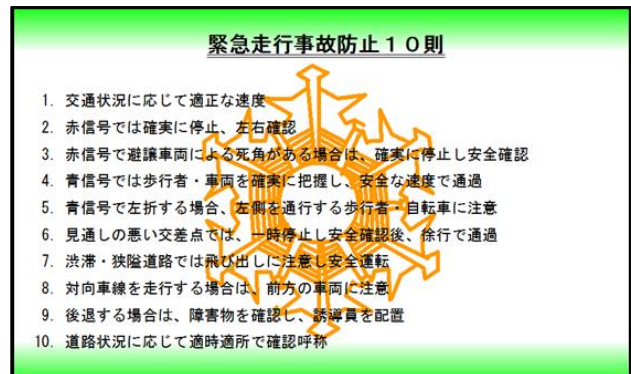
別記（第13条関係）

普通緊急自動車機関員認定証

（表面）



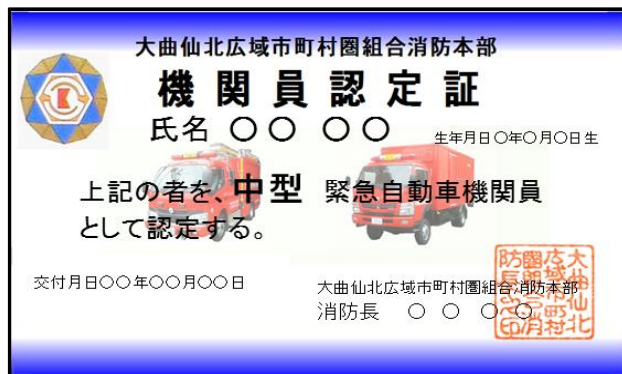
（裏面）



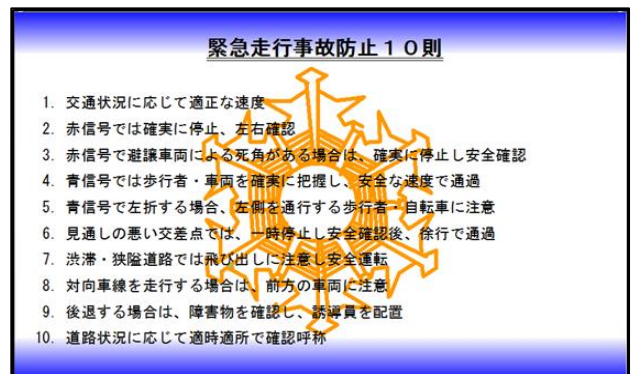
※普通緊急自動車機関員認定証は上縁及び下縁を緑色とする

中型緊急自動車機関員認定証

（表面）



（裏面）



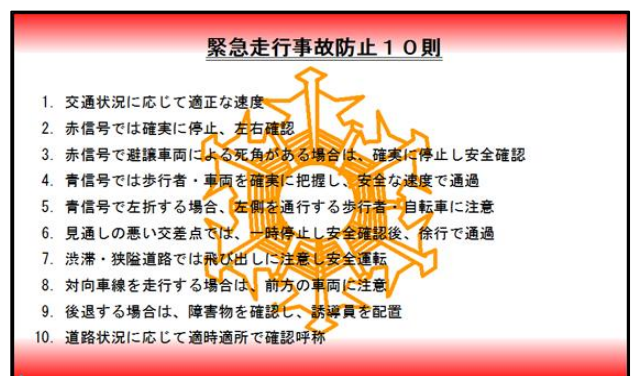
※中型緊急自動車機関員認定証は上縁及び下縁を青色とする

大型緊急自動車機関員認定証

（表面）



（裏面）



※大型緊急自動車機関員認定証は上縁及び下縁を赤色とする